

衆議院議員選挙立候補手続の電子化

本田正美[†]
Masami HONDA[†]

[†] 東京大学 大学院 学際情報学府 博士課程
Doctoral Course, Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo

要旨

本研究では、電子政府政策の中でも政治の電子化に着目し、特に立候補手続に焦点を当て、この手続に付随する問題点を解消するために、如何なる電子化を行うことが想定され得るのかを検討する。

1. はじめに

2000年のIT戦略本部設置以来、日本では行政の電子化が政策課題の一つとして認識され、行政手続きの電子化を中心とする各種施策が展開されてきた。行政における電子化は、世界各国の政府においても主要な政策の一つとして位置付けられ、様々な取り組みがなされている(Nixon et al. [eds.] 2010)。行政の電子化に政治の電子化も含めて、それらの取り組みは電子政府政策と総称される(Homburg 2008)。

行政の電子化については、例えば、2000年11月に日本政府が策定したIT基本戦略、あるいは、以降に策定されたe-Japan戦略やe-Japan戦略II、さらには、2006年に策定されたIT新改革戦略などを見ても、様々な具体的な取り組みが列挙されている。しかし、それらの戦略において、政治の電子化については、電子投票の実現があげられるものの、具体的な取り組みへの言及は少ない。

そこで、本研究では、政治の電子化に着目する。政治の電子化については、日本政府による各種戦略でも言及され、実際に地方選では実施例がある電子投票に関しては、岩崎(2009)のような先行研究がある。しかし、投票の電子化は、選挙という一連のプロセスを見たときに、一方の側面しか対象にしていない。選挙は、まず候補者が立候補することによって始まるからだ。よって、投票の電子化だけでなく、その前の段階を成す立候補手続の電子化も検討する必要があると考えられる。そこで、本研究では、日本の衆議院議員選挙における立候補手続について、まずはその現状を確認す

る。なお、電子化は電子化自体が目的ではなく、現在の仕組みに内在する問題点を解消するために行うものである(須藤 2007)。よって、本研究では、立候補手続について、その内在する問題点を確認し、それを解決するために、如何なる電子化を行うことが想定されるのかを検討する。

2. 衆議院議員選挙の立候補手続の分析

2.1 分析の概要

ここでは、衆議院議員選挙における立候補手続の現状を分析する。衆議院議員選挙を取り上げたのは、この選挙が全国一斉に実施される選挙であり、同一の手続が同時に行われるからだ。なお、本研究では、2009年実施の衆議院議員選挙小選挙区における立候補手続を分析対象とする。

以下では、2009年の衆議院議員選挙に際して、神奈川県選挙管理委員会が立候補予定者に対して行った立候補予定者事前説明会において配布された資料「候補者のしおり」を参考にしながら、立候補手続の現状について確認する¹。ただし、立候補の届出を行うことが出来るのは、候補者届出政党、候補者になろうとする者、他人を候補者としようとする者である(公職選挙法第86条の1~3)。このうち、候補者になろうとする者と他人を候補者としようとする者は同様の手続であるが、候補者届出政党は別途必要な手続が課されている。そこで、本研究では、候補者になろうとする者の手続の分析を基本としながら、候補者届出政党について課される手続についても追加で分析を加える。

2.2 立候補に際して必要な書類

衆議院議員選挙に限らず、選挙に立候補する際には、複数の書類を提出する必要がある、立候補手続は必要書類の提出から構成されている。

候補者になろうとする者や他人を候補者としようとする者が、立候補に際して、法律に基づいて提出を求められるのは、主に六つの書類である。さらに、法律上は求められていないものの、住所確認のために住民票の提出が求められている(「しおり」、p.8)。また、候補者が通称を使用する場合には、通称認定申請書の提出も求められる。提出が求められる書類については、立候補予定者事前説明会において、その一式が配布される。

立候補に際して、法律に基づいて提出を求められるのは六つの書類とは、候補者届出書、候補者となることができない者でない旨の宣誓書、団体所属に関する文書、団体所属証明書、供託証明書、候補者本人の戸籍の謄本又は抄本である。このうち、団体所属に関する文書と団体所属証明書は無所属の候補であれば不必要である。

候補者届出政党による届出の場合は、候補者届出を行おうとする政党が、「当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有する」か「直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上である」という要件を満たしている必要がある(公職選挙法第86条)。そして、立候補手続においては、この要件を満たしていることを示す候補者届出要件該当確認書を提出することが求められる。さらに、政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書の提出も求められている²。また、候補者届出政党が届出を行う場合は、候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書、候補者となることの同意書、候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣

誓書の提出も求められている。これら以外、つまり、候補者届出書や供託証明書などは、候補者届出政党の場合でも、候補者になろうとする者や他人を候補者としようとする者と同様に提出が求められている。以下では、ここでまでに紹介した各書類について、その概要を確認する。

2.2.1 候補者届出書

候補者届出書には、主に10カ所の記載事項がある。第一に記載が求められるのは候補者欄である。ここには候補者の氏名とふりがなを記載する。第二に性別欄、第三に本籍欄、第四に住所欄、第五が生年月日欄である。そして、第六が所属団体欄であるが、ここは、無所属候補の場合、無所属と記載する。続いて、第七が職業欄、第八が選挙区欄である。さらに、第九が添付書類欄であるが、ここには既に添付書類の名称の一覧が記載されているので、添付されない書類がある場合には、その書類を一覧から二本線で抹消する。第十が届出年月日・選挙区名・選挙長名・候補者氏名であり、これらは上述の九つの事項が並べられた記載欄の下部に別途設けられた場所への記載が求められる事項である。以上の他に、候補者の押印が必要とされている。

2.2.2 候補者となることができない者でない旨の宣誓書

候補者となることができない者でない旨の宣誓書は、既に宣誓文が用紙に記載されており、その宣誓文の下に、自筆で住所と氏名、さらに押印が求められている。この宣誓書は、法律に規定される要件に該当して立候補が制限されている者ではないことを宣誓するものである。

2.2.3 団体所属に関する文書・団体所属証明書

団体所属に関する文書には、所属する団体の名称、候補者の氏名と住所を記載し、押印を行う。

団体所属証明書は、候補者が所属する団体が発行する書類であり、「候補者何某は団体に所属している」と明記した書類である。先にも確認したように、無所属の候補はこれらの書類の提出は不必要である。

2.2.4 供託証明書

立候補に際しては、法務局に供託を行う必要がある。衆議院議員選挙の場合、現金 300 万円又はこれに相当する額面の国債証券の供託が求められる。立候補に際して必要とされる供託証券は、供託を行った法務局で交付されるが、供託の際に用いる供託書は立候補予定者事前説明会で配布される資料の中に入れてられている。供託書には供託者の氏名や住所、供託金額、供託の原因(ここでは、選挙の区分を記載する)を記載した上で、被供託者の欄に「国」と記載して、供託を行う。そして、この供託書が供託証券となる。

2.2.5 候補者本人の戸籍の謄本又は抄本

候補者本人の戸籍の謄本又は抄本は、文字通り、候補者本人を確認するための戸籍の謄本か抄本のことである。

2.2.6 通称認定申請書

候補者の氏名の一部について常用漢字を当てた場合や「かな書き」にする場合、あるいは、芸能人などが芸名を選挙に使用する場合は、通称認定申請書の提出が求められる。

戸籍に記載された氏名について常用漢字を当てた場合などは、通称認定申請書に候補者の氏名と呼称を記載して提出すれば事足りるが、芸名など戸籍とは異なる氏名を使用する場合は、そのような通称が戸籍名に代わるものとして広く通用していることを証明する資料の提示が求められている。

2.2.7 候補者届出要件該当確認書

候補者届出政党による届出の場合、候補者届出要件該当確認書の提出が求められる。この確認書には、候補者届出政党が国会議員 5 人以上の要件を満たしている場合は、国会議員の氏名と選挙区、選挙執行年月日を記載する。また、総得票数で要件を満たしている場合は、得票数を記載する。

2.2.8 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書など

候補者届出政党による届出では、候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書の提出が求められる。これは、政党や政治団体は一つの選挙区で一

人の候補者しか立てられないことにより、提出が求められているのであり、政党などの名称と所在地、代表者の名前を記載し、押印をする必要がある。この他に、候補者届出政党による届出では、候補者となることの同意書、候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の提出も求められている。候補者となることの同意書には、政党などの名称と代表者の氏名、候補者となる者の住所と氏名を記載し、候補者による押印が必要となる。さらに、候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書には、候補者となるべき者の選定機関(名称・構成員数・構成員の選出方法)、候補者となるべき者の選定手続について詳細を記載し、その選定機関の代表者の氏名を記載した上で、代表者の押印が求められている。

3. 立候補手続の問題点

前章では、立候補に際して提出が求められる書類の内容について確認した。それらの書類は、それぞれ各 1 枚の紙から構成され、記載が必要な事項は多くても 10 項目程度であって、一枚一枚について作成の手間は掛からないものと考えられる。ただし、前章で確認した各書類の内容を見ると、多くの場合、候補者に関する情報の記載が中心となっており、候補者の氏名や住所の記載が繰り返し求められていることが確認出来る。また、複数の宣誓書を含めて、候補者は繰り返し署名が求められおり、立候補手続全体での作業負担は必ずしも軽いものではないと考えられる。

候補者届出政党による届出の場合には、さらに提出が求められる書類が追加され、立候補手続に必要な書類の数は増大する。これらの書類については、立候補しようとする者が作業を負担するだけでなく、それを確認する各都道府県の選挙管理委員会の職員の負担も付随する。衆議院議員選挙については、全国の都道府県で同一の立候補手続が行われ、その分だけ、候補者と確認のための職員に作業負担が課されているのである。

先に確認したように、立候補手続で提出が必要とされる各書類自体は、必ずしも複雑なものでは

なく、大半の書類には同一の内容が記載されている。特に、候補者届出政党による届出で求められる書類は政党などの団体に関する情報が記載されており、ほぼ同一の内容が記された書類が全国の各選挙区で提出されているものと想定される。候補者届出政党による届出は、同一の書類を各地で提出するのであれば、例えば総務省に一括して提出すれば事足りると考えられる。

なお、立候補手続に並行して、選挙事務所、選挙運動用自動車、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター、経歴放送、演説会、選挙公報などに関して手続を行う必要があり、これらについても、各種書類の提出が求められている。他にも、選挙期間中には、開票立会人などの届出も必要とされ、それら全てを合わせると、候補者には数多くの手続が集中的に求められている。選挙時に、これら事務作業を的確に処理するのは容易ではない。そこで、これら作業の簡略化や合理化が求められていると考えられる。

4. 立候補手続の電子化

立候補手続の現状について、その問題点を指摘したが、例えば、選挙後に提出が求められている選挙運動費用収支報告書については、作成支援のためのソフトが総務省から提供されている。ただし、このソフトは、マクロを利用したエクセルファイルであり、これを利用して作成した報告書を印刷して提出することが求められている。

また、政治資金規正法関係届出に関しては、電子申請システムが既に稼働している³。このシステムは公的個人認証を活用して、申請者の身元確認を行い、不正な申請を防いでいる。

このように、選挙にも関わる一部の手続は既に電子化がなされおり、立候補手続についても、電子化を行えない理由は存在しないものと考えられる。第2章で確認したように、立候補手続の書類については、既にフォーマットが決まっており、必要事項について記載した後、候補者が署名・押印するという点では共通している。そこで、行政手続と同様に、公的個人認証も活用して本人確認

を一本化し、申請を電子化すれば、候補者らの手間は大いに省略出来るものと考えられる。そして、フォーマットを準備して、それに沿わない申請を受け付けなければ、申請書類の当否を審査する職員の配置も省略出来る。

5. おわりに

以上、本研究では、衆議院議員選挙の立候補手続の現状と問題点を確認した後、その問題点の解消のために如何なる電子化が求められるのかを簡単に検討した。

本研究では、立候補手続に内在する問題点を電子化によって解消することについて検討したが、立候補手続の電子化は選挙への参加を容易にする手段になると考えられる。そして、立候補を容易にするには、先にあげた各種手続も同時に電子化し、より手続を簡素化することが求められていると考えられ、それら手続の電子化も合わせて検討することが本研究に残された課題である。

参考文献

- [1] Nixon Paul G., Koutrakou Vassiliki N., Rawal Rajash [eds.] (2010) *Understanding E-Government in Europe: Issues and Challenges*, Routledge
- [2] Homburg, Vincent (2008) *Understanding E-Government, Information Systems in Public Administration*, Routledge
- [3] 岩崎正洋(2009)『e デモクラシーと電子投票』日本経済評論社
- [4] 須藤修(2007)「ICT を用いた行政革新と CIO」須藤修・小尾敏夫・工藤裕子・後藤玲子[編]『CIO 学』東京大学出版会、pp.55-74

註

¹ 2009年8月3日、神奈川県庁本庁舎3階の大会議場にて、立候補予定者事前説明会が開催された。この場に筆者が参加し、資料を入手した。なお、衆議院議員選挙に関する事務は基本的に全国共通であり、本研究で取り上げる神奈川県選挙管理委員会による資料は、そのまま全国的にも通用するものである。

² 衆議院名称届出政党は提出を省略可能である(公職選挙法第86条第5項)。

³ 政治資金規正法関係届出の電子申請のトップページは以下の URL である。

<<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201/GK020201MenuAction.do>>